

三商レポート

第三十七話 「誤解」

(株) 三商 内藤 雄

①Aさんは、公正証書でしっかりと遺言を作りました。「長男には自宅を、次男には3LDKのマンションを、長女には1,000万円を…」これで安心と思いがながらも、寂しさも感じています。「遺言を作ったら、もう自分のものじゃない。自宅やマンションを処分できないし、1,000万円も手をつけずに残さなければいけないのでしょ？」 誤解です。

遺言で財産を誰に残すか決めても、生きている限りまだ自分の財産です。自分の意思で、いつでも自由に遺言内容を変更したり、財産を処分したりできます。親が元気なうちは、親の財産に対して子供たちは何の権利もありません。子供には、親がもし財産を残して亡くなったら相続財産をもらえるかもしれないという単なる期待権しかありません。遺留分という権利も、親が亡くなったときにもし財産があれば一定の割合でもらえる権利にすぎません。自分の財産を生前に上手にきれいに使いきったとしても、誰も文句はいえません。

②「亡くなった父の有効な遺言書がある以上、相続人同士の話合いで、遺言書の内容と違う財産分けをすることはできない。」 誤解です。

確かに亡くなった人の最終意思である遺言の内容は尊重されるべきですが、遺言の内容が各相続人の実情に合わなかったり、税金への配慮がなかったりすることがあります。そんな時、いったん遺言による指定相続分を放棄して、新たに相続人全員で話し合い合意の上遺産分割協議書を作成して、別の分け方をすることができます。相続人同士の仲がよければ、円満で最適な相続ができます。

③「夫が多額の借金を残して亡くなりました。夫は、私を受取人とする生命保険に加入していました。そのお金があると助かるのですが、生命保険金を受取ると相続放棄ができなくなるので悩んでいます。」 誤解です。

夫が契約者で被保険者・妻が受取人という典型的な保険契約の場合、生命保険金は受取人である妻の固有の財産となります。民法上の相続財産ではありません（税法上はみなし相続財産として扱われますが）。ですから、相続放棄しても生命保険金は安心して受取ることができます。夫の債権者から差押をされることもありません。

④父親が亡くなり、長男夫婦が母親と同居することになった。主な財産は父親の家。「長男が母の面倒を見てくれるので、私は何ももらわず遺産分割協議書に署名捺印した。もし父に借金があったとしても、家を相続した長男が責任を負い、私は借金を支払う必要はないですね?」 誤解です。

遺産分割協議書に署名捺印することは、何ももらわないけど相続人として相続したことになります。そのため、借金も相続しています。もし、何ももらわず借金も背負わないようにしたいなら、家庭裁判所に相続放棄の申述をして受理されることが必要です。

⑤「相続についての相談は、弁護士さんか税理士さんにするものだ。」

こう思い込んでいる人が多いのですが、誤解です。

相続の問題は、法律や税金の問題だけではありません。年金・保険金請求などの諸手続きや介護や不動産の管理・運用・売却・鑑定や登記や測量やお墓の問題など多岐にわたっています。そのため、幅広い視点から総合的に考える必要があります。

こうした相続に関するあらゆる問題の相談窓口となり、必要に応じて弁護士さんや税理士さんなどの各専門家と共に対応する相続の専門家がいます。

「相続プラザ」の相続アドバイザーにご相談下さい。

(2007. 7. 5)